

●香川県告示第41号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市天神前6-1

香川県教育委員会 教育長 和泉 幸男

(2)事業場の所在地及び名称

綾歌郡綾川町滝宮字山田933-1

香川県立農業経営高等学校 万塚農場

(3)特定施設に関する事項

種	類	畜産農業の用に供する豚房施設	
能	力	300頭	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後6月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	1,150	1,200
	化学的酸素要求量 (mg/l)	500	600
	浮遊物質 (mg/l)	1,435	1,500
	窒素含有量 (mg/l)	200	350
	りん含有量 (mg/l)	30	55
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		7.5	8

(4)汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5)排出水の汚染状態及び量

変更無し。

(備考) 今回の新たに特定施設を設置するが、既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1)期間

平成19年2月9日から同年3月2日まで

(2)場所

香川県環境森林部環境管理課

綾川町住民生活課